ふるさと創生基金事業

(1) 趣旨

この事業は、市町村合併により、地域住民の不安を解消するために、合併特例債等の活用により40億円を積み立てて基金を設置し、その運用益により旧市町村の地域における地域振興を図る事業や新市の一体感醸成に資する事業を展開しています。

それにより、市民と行政が協働し、連携して事業を実施し、その中で行政主体から地域住民主体への転換を図り、市民活動や地域活動を地域住民自ら考え、具体化し、実践していくものです。

(2) 対象事業

- ①各支所が行う旧市町村単位の地域振興のために、合併後に企画する新規ソフト事業
- ②合併以前より行われている地域イベント等の拡充事業
- ③ハード事業は対象外

ソフト事業…人が活動することにより成り立つハード事業以外の事業 (調査研究、計画策定、人材育成、サービス提供、イベント開催等) ハード事業…基本的に、道路、水路、建物等地面やほかの構造物等に固 定された構造物または建物の柱、床、壁等と建設し、また は改修する事業

※材料を購入して地域住民の直営による遊歩道や看板作成は可

例)地域の行事の展開

伝統文化の伝承等に関する事業の実施 民間団体への助成 コミュニティ活動・自治会活動への助成 商店街活性化対策

(3) 実施事業の決定までの流れ

10月~11月 来年度事業について地域委員会から意見を聴取し、

実行委員会で企画立案

12月 実行委員会で事業の企画決定

翌年1月 予算査定で補助金額の確定

翌年2月 地域委員会で事業の決定

翌年3月 新年度予算議決